

国民生活審議会 第10回消費者政策部会
議事録

国民生活局 消費者企画課

国民生活審議会 第10回消費者政策部会

日 時：平成19年6月26日（火）10：03～11：53

場 所：中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室

議事次第

議 題

1. 消費者基本計画の検証・評価・監視について
2. 消費者教育の体系的推進について
3. その他

第20次国民生活審議会消費者政策部会委員

(敬称略、50音順)

部会長	松本恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委員	東珠実	椚山女学園大学現代マネジメント学部教授
	大河内美保	主婦連合会副会長
	大村敦志	東京大学法学部教授
	大村多聞	三菱商事株式会社理事
	品川尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	芝原純	社団法人消費者関連専門家会議顧問
	宮川雄司	東京都生活文化スポーツ局消費生活部長
	田村次朗	慶応義塾大学法学部教授
	津武欣也	明治大学政治経済学部 総合政策研究所研究員
	長田三紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠谷真平	独立行政法人国民生活センター顧問
	野村修也	中央大学法科大学院教授
	早川祥子	日本ハム株式会社社外取締役
	原早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、 金融オンブズネットコーディネーター
	三木浩一	慶応義塾大学大学院 法務研究科・法学部教授
	御船美智子	お茶の水女子大学生活科学部教授
	山口広	弁護士
	山本豊	京都大学大学院法学研究科教授
	渡邊和夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長

以上20名

第 20 次国民生活審議会第 10 回消費者政策部会出席者

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	東 珠 実	椛山女学園大学現代マネジメント学部教授
	大河内 美 保	主婦連合会副会長
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	芝 原 純	社団法人消費者関連専門家会議顧問
	長 田 三 紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	早 川 祥 子	日本ハム株式会社社外取締役
	原 早 苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、 金融オンブズネットコーディネーター
	御 船 美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授
	山 口 広	弁護士
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授

以上 11 名

【事務局】

西国民生活局長、堀田審議官、川口総務課長、井内消費企画課長、
藤崎国際室長、小川消費者情報室長、山崎消費者企画課課長補佐

○松本部長 まだ、一部の委員の方がお見えになっておりませんが、多分入口で少し時間がかかっているのだと思います。定刻を過ぎましたので、ただいまから国民生活審議会消費者政策部会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集りいただきましてまことにありがとうございます。

本日は、消費者基本計画の検証・評価・監視の取りまとめの案につきまして御審議いただくとともに、消費者教育の推進に関する提言についての検討も行いたいと思います。

検証・評価・監視の取りまとめの案につきましては、4月の部会での各省ヒアリング、5月の部会での委員の皆様からのプレゼンテーション結果等を踏まえ、私と事務局とで相談の上、資料1のと通りの（案）をとりまとめております。

それでは、まず事務局から資料1について御説明をお願いいたします。

○井内消費者企画課長 それでは資料1に沿って「消費者基本計画の検証・評価・監視について（案）」について御説明させていただきます。

まず、冒頭前の分のほうでございませうけれども、最後のパラグラフでございませうが、「以下は、当該審議を経て、今年度の検証・評価・監視に当たっての計画の進捗状況を整理するとともに、平成19年6月4日の国民生活審議会意見『国民生活における安全・安心の確保策について』も踏まえ、今後の重点的取組みについてとりまとめたものである。」と記述しております。

次に「I. 計画の進捗状況」ということで、「計画に掲げられた重点施策及び昨年度の検証・評価・監視の結果、今後重点的に取り組むこととされた施策に関し、策定後これまでに実施された主な措置は、以下のとおりである。」というように整理をしております。

重点項目でございませうが、まず「1. 消費者の安全の確保」というところでございます。

まず「リコール制度の強化・拡充」のため、ここではリコール等に関する情報を掲載したポータルサイトの作成、あるいは消費生活用製品安全法が改正されて、製造・輸入事業者が国への事故報告の義務付けが行われたこと等を記述してございませう。

次のパラグラフですが、「リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進」につきましては、意見交換会の実施、あるいは食品安全委員会において、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」等々を決定したという記述をしております。

次のパラグラフでございませうが、「食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進」ということで、一部の加工食品等の生産情報公表JAS規格を制定する等の措置がとられたことを記述しております。

次に重点項目の「2 消費者の自立のための基盤整備」についてでございます。

まず「分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり」についてでございますが、これは「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したという記述と同時に「多重債務問題改善プログラム」が策定されたこと等を記述してございませう。

次のパラグラフでございませうけれども、「消費者団体訴訟制度の導入」についてございませう。

すが、これにつきましては、消費者契約法の改正に沿った措置が記述されるとともに、制度の周知広報を図るため、シンポジウムや説明会を実施した等について記述してまいります。

次のパラグラフでございますが、「消費者教育の推進」についてということで、関係省庁消費者教育会議で「消費者教育ポータルサイトの基本方針案」を合意したこと等について記述をしてまいります。

次のパラグラフでございますが、「環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進」としてまいりますけれども、環境省が環境リスクに係るリスクコミュニケーションの促進のため、「化学物質と環境円卓会議」を開催したこと等が記述されてまいります。

次にページをおめぐりいただきますと、重点項目の3になりますが、「緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応」ということございまして、まず「消費者からの苦情相談の活用」ということで、内閣府、法務省等の関係機関が、紛争解決機関のネットワークを構築したこと。内閣府が関係省庁の協力を得て、メールマガジンを発行したこと等を記述してまいります。

次のパラグラフですが、「緊要な消費者トラブルへの対応」ということで、こちらにつきましては架空請求・不当請求の排除・被害の防止、偽造キャッシュカードによる被害の防止・救済等の防止策をとったこと、フィッシングの防止策、耐震強度偽装事件の再発防止策やエレベーターの安全確保策を実施したこと等を記述してまいります。

最後に「4 総括的整理」としまして、読み上げますが、「計画に掲げられた重点施策及び昨年度の検証・評価・監視の結果、今後重点的に取り組むこととされた施策のうち、平成18年度に実施するとされたものについては着実に推進されているものと考えられる。

なお、現在、消費者政策の効果を測定する手法がないことから、今後、こうした手法を可能な分野から開発し、導入するよう努めることが必要である。」という記述をしております。

次に、ページをおめぐりいただきまして「Ⅱ. 今後の重点的取組み」についてでございます。

計画の進捗状況及び最近における消費者の安全・安心をゆるがす事故等の相次ぐ発生を踏まえ、今後、以下の事項を重点として、関係省庁一体となって強力に取り組むことが必要である、という記述でございます。

次、「1. 消費者の安全・安心の確保」ということで「(1) リコール制度の強化・拡充」について施策が書かれております。

① 消費生活用製品（電気製品等を含む）に関して、事故情報の収集、分析、事故防止への活用を強化するというので、具体的には下にあるア、イの施策を掲げてまいります。

② 自主リコールの促進のための取組みを強化するというので、下に掲げているア、イの施策を記述しております。

「(2) リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進」ということで、「食品の安全に

関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を踏まえ、府省連携して、参加対象者の関心に応じた意見交換会を開催するということを掲げてございます。

「(3) 食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進」ということで、①として、ユビキタス・コンピューティング技術を活用して流通経路情報等の記録等の自動化・簡便化を進める等によってトレーサビリティ・システムの普及を図る、ということ掲げております。

次に5ページでございますが、②としまして、トレーサビリティへの活用が期待されている電子タグについて、高度活用のためのネットワーク技術を研究開発するということが掲げております。

次に「2. 消費者の自立のための基盤整備」でございます。

「(1) 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり」ということで、これにつきましては、①～⑥までの施策がございます。

① 特定商取引法における検討ということで、こちらにつきましては、平成19年度までに一定の結論を得る。

② 金融商品取引法等の円滑な施行とより包括的な金融サービス法制の検討ということで、それぞれア、イの施策を掲げております。

③ 海外商品先物取引法等の厳正な運用ということでございます。

④ 多重債務問題への対応ということで、ア、イの施策がございます。

ア.「多重債務問題改善プログラム」を政府及び関係者が一体となって実行し、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行う。これは平成19年度以降継続的に実施するということがございます。

イ. クレジット取引に関し、過剰与信の防止、個人信用情報機関の適切な活用等について検討するということが、平成19年度までに一定の結論を得るとしてあります。

⑤ 悪質な勧誘販売行為を助長する不適正与信の排除ということでございますが、こちらについては、割賦販売法についての検討等が書いてありますが、平成19年度までに一定の結論を得ると期限を切っております。

次に6ページ目でございます。

⑥ ITを利用した取引における利用者保護ルールの検討ということでございまして、こちらは平成19年度までに一定の結論を得るとしてあります。

次に「(2) 消費者団体訴訟制度の導入」ということで、①としまして、独禁法及び景表法における団体訴権の導入について検討するということが、平成19年までに一定の結論を得るとしてあります。

②として特商法における消費者団体訴訟制度の導入について検討するということが、こちらは19年度までに一定の結論を得る。

「(3) 消費者教育の推進」でございますが、①として、今次国民生活審議会消費者政策部会における消費者教育の推進に関する議論を踏まえ、消費者教育を推進するために必要

な施策を行うということで、以下、関係省庁が記述されております。

②としまして、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整等を実施することにより、教材等を計画的・効果的に整えていくとするとともに、消費者教育ポータルサイトの事業について進めていくということを記述しております。

「(4)環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進」ということで、①としまして、「チーム・マイナス6%」の定着に向けた施策を行うということ。

②としまして、環境情報ポータルサイトの構築について検討するというもので、これは平成19年度までに一定の結論を得るとする期限を切っております。

次に7ページをおめぐりいただきたいと思っております。「3. 緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応」ということでございます。

まず「(1) 消費者からの苦情相談の活用」があります。

①としまして、P I O-N E Tについてですが、速やかに要望のある関係省庁にP I O-N E T端末を設置するというもので、平成19年度中というところでございます。

②としまして、事故情報を一元的に収集するために、国民及び関係機関が情報を自由に入力できるシステムをインターネット上に構築するというもので、平成20年度までに一定の結論を得るとしてございます。

「(2) 緊要な消費者トラブルへの対応」ということで、①～⑥までの施策が掲げられております。

① エレベーターの安全性の確保を掲げております。

② 遊戯施設の安全性の確保ということでございますが、こちらは5月に事故がございましたが、そういうことを受けまして、ジェットコースター等の遊戯施設に関する情報収集を図るとともに、再発防止策について検討を進めるとしてございます。

③ ガス関係機器の安全性の確保ということで、改正消費生活用製品安全法に基づく事故情報の収集・公表制度を有効に活用することなどの施策が掲げられております。

④としまして、こちらでも渋谷で起こりましたガスの爆発事故、温泉の事故等を受けまして、有識者による検討会を立ち上げ、温泉における可燃性ガスに対する安全対策について検討するというところでございます。

⑤ 違法な経済取引の被害者救済ということでございますけれども、こちらにつきましては、平成19年末を目途に一定の結論を得るとしてございます。

⑥ インターネット・オークションへの対応ということで、インターネット・オークションに係る取締りを推進するというところでございます。

次に8ページ目をおめぐりいただきたいと思っております。「(3) その他」といたしまして、①国民生活センターの見直しということで、こちらにつきましては、平成19年度までに一定の結論を得ると掲げてあります。

② 地方公共団体が設置する公的施設の安全の確保ということで、こちらにつきましては、平成19年度以降継続的に実施するとされております。

③ 検査・検定業務の安全の確保ということで、こちらも平成 19 年度以降継続的に実施するとしております。

④ 重篤事故等オンブズマン制度の設置ということで、こちらにつきましては、重篤事故等オンブズマン制度を国民生活審議会に設けるということで、平成 20 年度に設けるというふうにしております。

⑤ 企業等の社会的責任の取組促進ということでございますが、こちらは「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）」を開催するため、同会議の目的や検討課題、具体的な形態や運営方法について、国民生活審議会において検討するというところで、平成 20 年度までに一定の結論を得ると期限を切っております。

最後 9 ページ目でございますが「Ⅲ. むすび」としまして、現在、計画が 3 年目を迎えている。政府においては、計画初年度である平成 17 年度、及び 2 年目である平成 18 年度の実施状況を踏まえ、Ⅱ. の各種施策を当初の計画内容に付加するものとして強力かつ重点的に取り組まれるよう要請する、ということでございます。

説明は以上でございます。

○松本部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの資料 1 についての説明につきまして、どうぞ御意見・御質問等がございましたら御発言ください。山口委員どうぞ。

○山口委員 苦心してつくっていただいておりますし、前進の期待できるところがあるので、基本的には賛同したいと思うんですけれども、3 点だけ、さらに検討いただければと思うのです。まず 5 ページの上のほうの①の「特定商取引法における検討」で、指定商品・指定役務制の廃止の可能性について検討するというところで、前年度と同じ記載になっております。この指定商品制の廃止につきましては、経産省の中での産業構造審議会で先日中間とりまとめの案が出たわけですが、そこでは指定商品制の廃止を実現する方向でのかなり明確な方向が出ております。そういう観点からしまして、指定商品・指定役務制の可能性ではなくて、せめて「廃止について検討する」ぐらいの表現にできないだろうかというのが 1 番目のお願いです。

これは実は案外壁が厚いようでありまして、経産省のほうの担当はその気になったとしても、結局指定商品制の廃止ということになりますと、例えば金融庁や国土交通省や、あるいは厚労省など様々な主務官庁に関連する商品や役務提供が関わってきます。その関係でなかなか他省庁との関係で調整が難航しているようなことも仄聞いたしております。これはただ、指定商品制を廃止することによって、もちろん厚労省管轄のサービスや金融商品などが適用対象になっていくわけですが、そこで適用対象になることによって、さらに問題点が明らかになり、金融庁や厚労省でさらにきちんとした法律をつくるということが出来ます。例えば今回のロコロンドンの問題などでは、とりあえず指定役務の中にロコロンドンの取引のようなものを入れて、さらに金融商品取引法の改正でより抜本的な改善を図ることが検討されているわけですから、省庁間の枠を超えた取組みをぜひお願いしたいと思うんです。まさに省庁間の枠を超えた消費者施策を検討し、かつ実現す

る方向でお願いしていくというのが国民生活審議会の場合であろうし、基本計画の測定の場合であるでしょうから、ぜひこの点については、さらに省庁間の調整を図っていただきたい。そして「廃止について検討する」ぐらいの表現にできないだろうか。本当はできれば、この問題に絞って関係省庁のヒアリングの場を設定していただくぐらいのことをお願いしたいのですが、どうもスケジュール的には難しいと思われまますので、せめてそのぐらいお願いできないかというのが1点目です。

それから、2点目は、同じ5ページの下から3行目なんですけど、クレジット取引関連事業者の責務について検討するというところで、悪質な勧誘販売を助長する不適正与信の排除のための方針について検討することになっております。これについても高く評価したいと思うのですが、できましたらクレジット取引関連事業者の民事責任の在り方について検討するという表現で、責務をせめて「責任」ぐらいにできないのだろうかというところをひとつ御検討いただきたいと思えます。これはさんざんこれまで申し述べさせていただいたことですので、改めて理由は繰り返しません。

それから、3番目なんですけど、緊急の課題に入れたほうがいいのか、それとも食の安全あたりの問題にした方がいいのかよくわからないのですか、偽装牛ミンチの問題が今非常に報道されております。深刻なのは内部告発が数回あったけれども、結局不正が暴かれなかった。既に農水省のほうには情報があったのだけれども、農水省はこれは管轄が北海道の事業者だという認識で北海道のほうに調査を任せました。ところが道庁側は、そういう要請を受けた事実はないということで、そういう認識はなかったというふうにも答えているようでして、そこら辺の役所間の担当のあいまいさが問題になっています。あるいはこの種の問題は、今後も企業として生き残るための価格競争と、表示の虚偽の防止と、どういうふうな調整をとっていったらいいのか。もちろん生き残るためにうそをついてはいけないわけですけども、その当たり前のことが守られていない現状をどういうふうにしたらいいのか。これはこの間さんざん議論したところではありますけれども、結局これまでの施策では十分でなかったということが明らかになったわけですから、緊急のテーマの中に入れるか、あるいは食の安全のところでもそこを盛り込むかをぜひお願いしたいと思います。

以上、3点です。

○品川委員 ただいま最後に山口委員から御指摘いただきましたけれども、先週突然報道されましたミートホープのミンチ、特に私ども生協の商品「牛肉コロッケ」と銘打って扱っていましたがそれがまず明らかになったということで、生協の組合員・消費者の皆様から大変厳しいお叱り等をいただいております。安全・安心ということで御利用いただくということできたという経過も含めて大変厳しく生協自体、販売者責任ということは全く逃れようもないということでもありますので、反省もし、深刻に受けとめています。

そういう点では、あの商品だけということではなくて、日本生協連が取り扱っている関係する商品、同じような商品について全品チェック、全品といっても数が多いので優先順位を決めながら点検チェックに入っているということです。私ども自体はそういう状況の

中で、今回のこの基本計画に何をどう記述するというようなことは現時点ではとても言える立場ではないのですけれども、山口委員御指摘のように、このタイミングでの基本計画、検証・評価・監視でありますので、この点についてもきちんとまずお書きいただくことが必要だろうと思います。

特に事業者の責任、それぞれの段階ごとに事業者の責任ということが改めて問われるわけですし、そういう意味では情報の開示で、それが正確な開示がされないということではこれまたどうしようもないということでありまして、その辺についてどういう仕組みをつくるか、何をどうということは今後検討しなければならないことかもしれませんけれども、今、山口委員からの御指摘の点については私もぜひそのような扱いが必要かというふうに思っております。

偉そうなことを全く言える立場ではなくて、各方面におわびしなければいけないということ踏まえながら、そんなふうに思います。

○原委員 申し訳ございません。ちょっと途中で退席をするかもしれませんので、資料3ということでペーパーを提出させていただいておりますので、簡潔に話をしたいと思いません。

各省庁との調整に事務方は大変御苦労なされたと思っております、それには感謝申し上げますけれども、ただ、今後についてはまだいろんな課題があると考えております。

今、山口委員、品川委員がおっしゃられたことは私も同様に思っております。加えて、その前にNOVAについて厳正な処分というのでしょうか、経済産業省から出されましたけれど、これは10年、15年ぐらい前から問題にされていたことで、ようやく今回行政処分という形になりましたけれど、これまでなぜうまく執行できていなかったのかということも私は検証も必要だし、今後より機動的に動ける仕組みということも今の時期は併せて検討課題として考えていただきたいと思えます。

それから、簡潔に1. 2. 3. と書きました。1. のところですが、基本計画の評価・検証作業の作業手順について、ちょうど今度3年目ということなので、検討していただきたいと思えます。今回、冒頭のヒアリングで各省庁の方と意見を交わすことができましたけれども、今後の課題を話すところにもぜひ同席をしていただき認識は共通のものにしていただきたいと思えます。

というのは、2番目のところに書きましたけれど、多分6月にいろいろと予算要求を各省庁なさっていて、この検証・評価作業を5月にやっています。確定したことが各省庁等まだ言いにくいようなところで事務局は調整をいらっしゃるだろうと思うのですね。そうすると本当に決まったことしか書けないという状況が生じてきていて、1年ぐらいのタイムラグがどうしても生じてしまう。1年のタイムラグが生じるとどうしても後追的な形にならざるを得ない。基本計画が設けられた経緯というのはもう少し先取的に各省庁に消費者政策をやっていただきたいということがありましたから、少なくとも今の時期

がずらせないのであれば、冒頭に書いたように、こちらの問題意識を共有できる場にぜひ同席をしていただきたいと思います。

それから、最初に設けられた「消費者基本計画」を私今回全部読み直してみたのですが、年次を明示しているもののかかりは作業が終わっておりまして、後半戦は継続的な課題ばかりが並んでいて具体的な年次が入っていないものが多いわけですね。そうすると今回のとりまとめの（案）のところも、最後のところには「まとめ」ということで重点的に各省庁この中のものやっていたらいいと思います。具体的な項目を中に盛り込んでいくための方策についてどうしていくのかの検討が必要です。今日のこの短い時間では検討する時間がないので、また、別途機会を設けて意見交換をさせていただけたらと思います。

それから2番目の「総括的整理について」のところに書かれていた、消費者政策の効果を測定する手法の検討ということですが、これはぜひお願いしたいと思っています。地方自治体における消費者行政が細ってきていて、特に消費生活センター業務の民間委託なども始まっているという状況なので、私は内閣府で消費者政策の効果、これが明示できれば、地方の消費者行政にも活力を与えたいと思いますので、ぜひこのアプローチをお願いしたいと思います。

それから3番目は、何度も申し上げましたが、情報・通信分野は各省庁にまたがる。問題も多岐にわたるので、ここにも個別の案件は挙げられているのですが、情報・通信分野全体を見たときに消費者政策として、ここにもうちょっと意見を言っていかなければいけないとか、ここにもっと消費者参画をということで、ぜひ体系化を図っていただいて、欠けている部分を私は消費者基本計画の今後の大きな課題として取り上げていただきたいと思います。

○長田委員 山口委員、品川委員、原委員からお話ありました偽装のところのお話で、今回ここに文言として入れられるかどうかは別にして、絶対にやっていただきたいことは、公益通報者の保護制度のところでは、農水省にああいう通告・訴えがあった場合は、ごめんなさい、ちょっと私失念しましたが、3週間でしたか、回答をする義務が国にあるのではないかと思います。こういう作業で点検を始めましたとか、北海道へ回されたのであれば北海道へ回しましたということをお本人に伝えるべきだったのではないかと思います。それが全くされてないということは、法律ができていても、きちんとした国のシステムがまだできていないということで、そこはぜひ検証をしていただきたいと思います。

それから、基本計画いろいろありますけれども、今、原委員からお話ありましたように、どうしても今後の課題のところでも、もう実際に作業が始まっている分野がどうしても多くなっています。全くだれも手もつけていないところでぜひこういうことをというところの議論を少し時間をかけて、この検証・評価のサイクルが始まるよりもっと前にぜひこの部会の場でそういう議論をして積み重ねておかないと何か最後のところでばたばたとスケジュールに追われる形になるのではないかと思います。

情報・通信分野につきましては、今原委員がおっしゃいましたけれども、ゆっくり眺めて、どこがどう足りないかと消費者団体みんなが思っているのかというのをきちんと議論する場が必要ではないかと思えます。去年のときにも申し上げたかもしれないのですが、計画の中に載っていることで、通常国会での法律改正などで済んでしまっているものがありますよね。そういうものは早い段階で検証・評価をしていただいたペーパーを出していただいて、その分野はもうその段階でこちらもいろいろ意見を申し述べるというふうにしておいて、最後の年度末のところでは作業できないものをそこで集中的にするとかというふうに分けないと非常に作業に追われただけになってしまうかなと思います。

原委員もおっしゃっていましたが、前々回、検証・評価のところを監視の議論をしているところにずっと担当の省庁の方に聞いていただくというのがやはり必要ではないかと思えますし、いろんな場においても、再度質問をしたり、あちらからの御意見を伺ったりする場が一度だけではないほうが良いように思います。

以上です。

○東委員 3点ほど申し上げたいのですが、1点目は既に皆さんから出ている牛ミンチの偽装表示、あるいは期限切れに関する問題で、これは「緊要な消費者トラブルへの対応」のところにぜひ入れて追加していただきたいという気がしております。「緊要な消費者トラブルへの対応」の項目を見ましたときに、この内容が製品に関する問題、あるいは契約サービスといったところに偏っているなという印象もありましたので、食の安全というのはもう一つの大きな柱であると思いましたので、その点はぜひお願いしたいということでございます。

あと、少し細かい文言のことでもよろしいでしょうか。

2点目は、私、今回少し担当しましたので、2ページの消費者教育の推進に関する、平成18年度の実績に関する記述についてでございます。「消費者教育の推進」としてということで数行書いてございますけれども、この後段のところの「内閣府は関係省庁の協力を得て、領域別・ライフステージ別に設定された消費者教育の目標をとりまとめ、消費者教育の体系化を図った」というのは間違いではありませんが、非常に不十分であるという気がしております。と申しますのは、体系化自体は確かに平成18年度の課題ということではありましたが、ここに書いてある目標のとりまとめと体系化というのは、一応17年度に実施していますね。体系化についてということで。ですので、これだけですと、17年度にむしろやった内容という表現になるのかなと思いますので、その後、かなり精力的に皆さんで取り組まれた学習内容等もとりまとめて総合的な推進ということで、もちろんそれは体系化につながることでございますけれども、そういったもう少し、18年度に実際にやった実績というものを盛り込んだ表記にしていきたいというのが希望でございます。もちろん字数に限りがありますので、少しそういったニュアンスも含めていただければということでございます。

あと、6ページになりますが、これは文言の問題ですけれども、(4)の「環境に配慮し

た消費者一人ひとりの取組みの促進」という環境に関する部分なのですが、ここで表題が「消費者一人ひとり」ということですが、3行目のところは「国民一人ひとり」ということになっております。環境問題については、消費者としてそれをとらえるか、国民としてとらえるか、とても難しいところだと思いますが、「国民」ということに広げますとかなりもっと広範なものをカバーするという必要が出てくると思いますので、この基本計画のところで検討していく課題としては、この後段のほうも「消費者一人ひとり」というような表記でよろしいのではないかと思います。

以上でございます。

○松本部会長 文言上の修正について幾つか御意見出されましたけれども、大きな問題としては牛肉、肉の偽装問題について、今回の検証・監視・評価でどういうふうに記載するかということですので、少し事務局のほうからお考えを。

○井内消費者企画課長 食品の基本的には安全ということについては重点ということで、今回は入っておりませんが、JAS法とか、あるいは厚労省ということで取り組んでおりますので、この問題については、今、実際に関係のところが動いておりますので、それについて機動的にということであれば、実は担当課長会議等ございますので、そういう場で進めていければというふうに思っております。何か具体的にこういう施策でというのが、その関係省庁の中で情報共有とかを図ったときに出てくればということでもありますけれども、むしろ委員の皆様方に、私どもがとろうとしていること以外に具体的な各省に対して施策というのでしょうか、ということであれば、むしろこの場でいただいて、それをフィードバックして機動的に対応できればというのが事務局としての現時点の考えでございます。

○大河内委員 今の問題ですけれども、食品の安全・安心確保へ向けた検査体制の充実強化というような形で、新しく重点施策として項目を立てていただきたいと思います。40年ぐらい前ににせ牛肉缶詰というのがありまして、鯨肉を使っていたわけです。そのころから食品のそういうことに関する体制と余り変わってないのだな、食品をつくられる方たちの間でも認識が当時からかわっていないのだということなんだということですが、結局は内部告発がなかったら表面化しないというような体制自体に問題があるのだと思います。ですから今のままだと、こういう問題は防げないということがはっきりしたのではないかと思います。内部から告発されなければ発見できないシステムだったわけですから、そういう監視や検査体制ということで何か項目を施策の追加をしていただけたらというふうに思っております。

それから、中身のほうなんですけれども、膨大なものがよくまとまっているなどは思うのですが、私が国民生活センターの苦情の相談のところを担当したのですが、この記述をどうしていいかわからないのですが、ただ、政策提言をして、それに対して応えたという記述だけですと、それを国民生活センターがどう評価したかということが記述の中に抜けているということも前も言ったのですが、評価がなければ、進まないと思いますの

で、そのあたりが入ったらいいなと思いました。

それから、4ページの「リコール制度の強化・拡充」のところですが、①の事故情報の収集、この記述は別にこれでいいのだと思うんですが、今後の重点といたら、消費生活用製品安全法だけではなくて、コンニャクゼリーのことがありましたし、食品を含む事故、総合的な事故情報の報告義務づけとか、そういうことをこの中に盛り込んでいただけたらというふうに思います。

リコール制度の②のところ、「リコールの意思決定等について分野横断的共通指針を作成する」という記述があるのですが、ここのところにそれが入っているのかなど。それですと、自主リコールなのでどうなのかなということと、ここにそういうことを盛り込むイメージがあるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思いました。

○井内消費者企画課長 まず国民生活センターの話ですけど、それは評価をとということなんですけれども、提言を出して、それでそのとおりになっているということであれば、それで終わるのですが、不十分だというときは、また再度提言ということになりますので、今委員のおっしゃられたことはもちろんやっておりますし、今後もやるという回答を得ております。

あと、今、さらにリコールのところにつきましても、分野を広くとるということでございますが、ここについては事故情報を分析して、あと傾向とかが出ることになって自主リコールになりますと、その範囲は広くとるということでございます。具体的な考えということはこちらにありますけれども、平成20年度までに一定の結論を得るということになっておりますので、今のような視点も入れて検討したいと思っております。

○山口委員 8ページなんですけれども、「国民生活センターの見直し」のところの表現が、「国民生活センターの在り方等について見直しを図るとともに」ということで、つぶすか、あるいはより充実するのか、価値中立的な表現になっているわけですが、国民生活審議会ではやはり国民生活センターのより充実した社会的責務の全うが望まれることを前提の議論をしてきたと思っておりますので、できましたら「国民生活センターの在り方について見直しを図る」という表現よりも、むしろより充実した社会的責務の全うのためにどうしたらいいか検討するというような、そういうニュアンスに変えられないだろうかと思えます。決して現在が満足できる状況でないことは私は言わざるを得ないと思うんですが、それをより充実してほしいという観点からの指摘に変えていただけないか。

それから、「その他」の項目の5番目に入れていただいてもいいかもしれないし、新しい項目を入れていただいてもいいかもしれませんが、先ほど長田委員がおっしゃったことなんですけれども、公益通報者の通報の受理システムと申しますか、あるいは処理システムが不十分です。現在日弁連でも各省庁に窓口の活用などの充実を呼びかけているところなんですけれども、各省庁かなり関心を持って、担当者のほうで検討をいただいているのです。今回の農水省の対応を見ても極めて不十分だったということが明らかになったわけですから、せめて項目を立てるか、5項にもう一つ入れるか、そこら辺はお任せし

ますけれども、公益通報者受理システムの充実といいますか、せめて運用の改善をもうちょっと図らなければいけないと思っていますよというようなことはどこかに盛り込むべきではないかということをおっしゃっていただきます。

それから1つ前に戻って、7ページの⑤なんですけど、これは表現の問題なんですけれども、実は日弁連でもかねてより自民党のプロジェクトチームと検討して、7ページの⑤の2行目以下の凍結された預貯金口座に滞留している犯罪にかかわる資金に関して、被害者に迅速に返還されるための法律を策定いたしまして、今国会に上程されました。現在微妙な状況なのでどうなるかわからないのですが、これが7月初めに通ってしまえば、ここの表現は変えざるを得ないというところは御理解いただいていると思いますが、一応通った後、こんな表現があると恥ずかしいので、そこの辺はよろしく願います。

○宮川委員 私の方からは、先ほども原委員が、このペーパーにもありますけれども、お話いただいたように、総括的整理のところ、消費者政策の効果を測定する手法について、その開発・導入に努めると、その必要があるということで記載をいただいたというのは大変心強く受けとめております。この辺の必要については、前からもいろいろと申し上げているところなんですけれども、先ほど原委員のお話の中にもNOVAの例を取り上げられました。NOVAについては、実際に自治体のほうで対応できたのは東京都だけでした。平成14年に改善の指導をいたしまして改善計画書を出させいろいろと指導を進めてきたのですが、要は相手のほうが上手だったというのが実態だと思います。

現実には今東京都のほうで、そういう取引指導などに対応している職員は全部で12名でございまして、2名1組6班体制と。NOVAの場合は大変な業務量になりますので、そこは中をうまくやりくりしながら、応援体制を組むなりにして対応したのですが、それでも2月14日に経産省と一緒に入った立入検査で提出いただいた資料については、東京本部のところでは20箱ほど資料を出していただいたのですけれども、これを調べて分析するだけでも大変な時間がかかる。

何を申し上げたいかという、これは要望になるのですが、確かに開発可能な分野からいろいろ検討するのは当然だと思うんですけれども、ぜひ、実際に実効性を確保するという意味では地方の体制がしっかりしないと、またさらに多重債務問題なども今ここでいろいろと課題として我々いただいておりますので、この辺をひとつ十分にお考えいただいて、ぜひ地方の体制の充実に役立つものから優先的にいろいろ取り上げて進めていっていただきたいということがございます。

○芝原委員 この検証・評価・監視についてのペーパー、ほかの委員の方からも御意見ありましたけれども、とてもよくまとまっていると私は評価したいと思います。この中で、8ページにあります「その他」の④の「重篤事故等オンブズマン制度の設置」、これは恐らくイメージがはっきりわからないのですが、例えば鉄道事故調査委員会とか、ああいう実態的に検証作業をするということではなくて、担当の行政から報告を受けて、それが妥当かどうかということをはっきりさせようと。もしかすると、それに上乘せして委

員会の意見をきちんと書くということなのかなというふうに想像しているのですが、非常に画期的な制度でぜひ積極的に推進してほしいと思うんですが、プロ対アマチュアという構図にならないか。要するにこの委員会のほうがアマチュアで、説明するほうはプロ中のプロということで、その辺がどう本当に透明性や中身の濃さが担保されるかというところがかぎではないかと思います。ぜひ、企業というか、業界のOBというか、知見を持っているけど、今は業界とか業界団体と余りつながりがないよというような方を評価していただいて、ぜひ加えていただいて、技術的な面の裏打ちというか、担保が工夫されたいいのではないかと、してほしいなと思うのが1点です。

2点目、別添のほう、今日ばらばらと読ませていただきました。本当に1つひとつ前回よりもかなり書き込んでいただいてありがたいと思っています。私の担当のところは最初のほうなんですけど、見ましたけれども、本当に1つひとつ前回よりも書いていただいて感謝しますけれども、やっぱり横に並べますと、きちんとというか、物すごく細かく、字がだんだん細かくなって書いてくださっている行政と、言われたところを書きましょうというのと濃淡がある。

先ほど課長からお話ありました担当課長連絡会議ですか、というような場とか、もうちょっと上のレベルの話があればもっといいのですが、どれだけ公開する、自分たちの行政としての仕事を堂々と公表するということについてもっと熱心にする行政が評価されるよという時代にどんどんなると思いますので、そこを内閣府としては旗振りをぜひお願いしたいと思いますが、前回エンカレッジをとお願いしましたがけれども、ぜひよろしくお願いたします。

最後3点目なんですけど、先ほどからお話出ています内部告発の問題なんですけど、公益通報者保護法とかという、保護という法律だったと思うんですが、今回のミートホープさんを見ますと、社長が廃業だの、解雇だのという内部告発した人はどうなっちゃうのだというのが、私は非常に怒っているところでもあります。保護法というのは何だったのだ。解雇されちゃうというのはやっぱり最悪のことで、一方、介護事業は受け皿が幾つも手を挙げたり、ああいうのもあって、すごく超有名企業と地方の中小、中企業の違いなのかわからないんですね。ぜひ、これはこの場でということではないと思うんですが、この委員会も含めてぜひ今後受け皿をどういうふうにするのか。そうでないとますます内部告発をしようという意欲をそいでしまうのではないかと。それを今後どういうふうにセーフティネットをつくっていけばいいのだというのを頭の隅に置いていかなければいけないのではないかと、思います。

以上です。

○御船委員 2点、1点目は、消費者教育関係で、ちょっと提案なんですけれども、先ほど東委員も御指摘になられたように、2ページのところは、消費者教育の体系化というのは非常に広い意味があって、これはこれで正しいとは思いますが、昨年との差異がなかなか見えにくいので、消費者教育の体系化の前に「プログラムや基盤整備の課題な

ど」というふうに具体的なものをちょっと入れたらより正しくなるのではないかと思います。

それと関係しまして、消費者教育の後半部分なんですけれども、6ページの(3)の①で、「ポータルサイト掲載教材等の選定など、消費者教育を推進するために」ということなのですが、これも「推進」の前に「体系的・効果的に推進する」というような具体的な言葉を添えたほうが明確になりはしないかと考えております。先ほどから、いろいろな消費者政策の効果を測っていくことの重要性が指摘されておまして、私もそれは非常に重要だと思うんですが、消費者政策が非常に広範にわたっておりますので、様々なレベルで効果が測定されなければいけないわけです。こういうところに「効果的に」とか「体系的に」というふうに書いておくことによって、その具体的な方法の検討が必要だというようなことを意識した言葉を入れるとよいと思います。

それから、2点目なんですけれども、本当によくまとまっているということを前提としまして、さらに5ページの「多重債務問題への対応」ということで、アとして「政府及び関係者が一体となって実行し」との叙述についてです。関係者というのはわかるのですが、もう少し具体的に表現したほうが明確になっていくと思います。関係者の表現を具体的に書いたほうが、これを消費者が読んだときにわかりやすいと思いますので、ぜひその点お願いしたいと思います。

以上、2点です。

○東委員 今、御船委員が御発言されたことに関連して少し申し上げたいと思います。私も御船委員がおっしゃっているのと同じことを思うわけですが、6ページのほうの今後の課題として挙げられているほうの「消費者教育の推進」に関して、この①と②の内容の違いがいま一つ明確でないというのを実は読んだ当初から少し思っておりました。①のほうは、割と総括的な内容ですね。②のほうは、特徴的な点は「関係団体等からの情報収集……情報共有・調整等を実施することにより」というところが①と区別されます。上のほうにも、それにもかかわるニュアンスあるのかもしれませんが、少なくともその「関係団体等から……」というところは①と明確に区別されるのですが、後段のほうはほとんど①と重複している感がございます。特に先ほどの御船委員が「体系的・効果的に推進するために」というようなことを入れるといいのではないかとおっしゃいました。私もそのとおりであると思いますが、また、それを入れたら入れたで、広範な教材を計画的・効果的に整えていくということとまた重なったりもしますので、①は①として総合的な内容、②はそれと少し違う特徴点が読んで非常に明確にわかるような、そういう書き方ができるといいのかなというふうに思いました。

以上でございます。

○松本部会長 ほかに御意見ございませんでしょうか。文章の修文につきましては、お出しいただいた御意見踏まえて、取り替える部分は取り入れるということにしたいと思います。牛肉の偽装の問題という大きな柱としてどこかに立てるかどうかというのが一番

ここで議論すべき問題かと思えます。私の感じでは今回の問題の原因は複合的なものかなと。もちろん経営者の姿勢というのが根源ですが、それは置いておいて、法律の執行という点では、JAS法とか景表法に違反しているわけです。法律が順守されているかどうかを市場で監視するのが行政としての仕事であるわけですが、それが機能してなかったところがあるという点で、大河内委員がおっしゃったような、きちんとした行政による監視をもっとすべきだというのは言えるかもしれないけれども、これはいわば従来どおりの法律の枠組みできちんとやりなさいという話にとどまりますね。

それから、公益通報者の点では、たしかあれは法律の施行前の告発だったと思うのですが、それでも告発を受けた監督官庁として必ずしもきちんと動いてないではないかということが報道されているので、これをきちんとやってくださいと。ましてや法律が施行された以上はやってくださいという話になるわけですが、これも新しい政策というよりは、きちんとやってくださいという話になりそうです。それから、もう一つは、加ト吉とか、あるいは生協連さんのようなサプライチェーンに立つ事業者がもう少しきちんとやってくれば、最終商品として不当なものが流通に乗ることはなかったのではないかとこのところがあるわけで、取引相手である事業者がやるべきことをやってなかったのではないですかと。これは法律のというよりは、企業の社会的責任という流れから来る議論のほうがおさまりやすいと思うわけですが、これも従来から言われていることといえば言われていることなのです。そういう意味では従来から言われていることをきちんとやっていなかったことが複合して問題化したということだと思つるので、それだけだとここに新たな政策として果たして入れられるかという点が、恐らく事務局としての懸念かなという気がいたします。

あえて入れるとすれば、例えば監督官庁として、公益通報を受けた場合に、具体的にどういうふうに行動すべきかについての共通のガイドラインをちゃんとつくりましょうとか、あるいはサプライチェーンに立つ流通業者などとして、そういう食の信頼を確保するために行うべき自主行動規準のようなものをつくりましょうとか、そういうような何かやりましょうかというのをここに盛り込むということであれば、施策ということになるかなと思うんですが、いかがいたしましょうか。

それぞれの関係省庁に向けて、こういうことをやってくださいという形になりますから、そういう具体的な行動提起的なものがないと、従来の法律を厳格に執行していただいただけだとちょっと弱いかなとも思うんですが、山口委員。

○山口委員 確かに今松本先生が言ったように、内部通報があったときに、それをどう省庁で処理するのかという、そこら辺はまだきちんとした体制ができてないように聞きます。耐震構造の偽装問題のときも国土交通省はばたばたしていましたし、これからも同じような問題がいろいろ起こると思うのです。内閣府でこの法律をつくられたわけで、どういふふう具体的に各省庁で同じような内部通報があったときに処理するかというのは、あるいは自治体との関係も含めて何かそういう指針があると役所としてもそれに沿って動きやすくなると思うので、そういうものがあつたら有効かなと思うんです。役所としては何か

そういうものがないと、いちいち試行錯誤でやることになるのかなと思うんですが。

○宮川委員 今の山口委員のお考え、私も賛成といいますか、適切なお考えだと思います。というのは、私どもの例えば高齢者の被害が非常に急増しているということで、これを地域でどういうふうに早期発見から通報につなげていくかということでもいろいろな仕組みを今つくろうとしているわけですが、その辺のためにどうやって動いたらいいのか。実際に発見してもその後どうするのか。その点を、特に東京都、区市町村、この辺のどういった事務の流れを考えたらいいのか。それが最終的には実際の被害回復に向けての動きもどういうふうにしていったらいいのか。この辺はガイドラインとして示して、現実に今機能しつつありますので、ぜひその辺は明確に定めていただくような方向で取り扱われたほうがよろしいのではないかと思います。

○長田委員 賛成です。やはりせっかく法律があってもきちんとそれが運用されないというか、特に国のところにそういうガイドラインがないのだとすれば非常に問題だと思いますので、それは仕組みとしてはぜひつくっていただきたいし、道へ文書を送ったものが公表されているようですが、受けていないとかというような、そういう文書のやりとりそのものも非常にあいまいな形で、非常に大切な告発をされたものをされているのだとしたら非常に残念だと思いますので、そこはちょっと。

○堀田審議官 今、担当課がちょっといなくて、かつ正確な答えになるかどうかちょっと自信がないものですから躊躇していたのですが、一応関係省庁における申し合わせはつくってございまして、各自治体にもいろいろそういう窓口の設置とか、お願いはしてございまして、それなりにやっておるはずなのですが、今、具体的にどういう申し合わせなのか、ちょっと手元に持っておりませんので、また後ほど出させていただきますという形にしたいと思います。

○松本部会長 それでは少しこのあたりでまとめたいと思いますが、修文提案につきましては、私と事務局とそれから関係省庁もございまして、少し内部で調整させていただきます、なるべく御提案の趣旨を入れられるようにしたいと思います。

もう一つの食肉の偽装につきましても、当部会としては非常に大きな関心を示しているということも踏まえて、どういう形で検証・評価・監視の報告に入れられるかにつきましても、内閣府の事務局と、これも関係省庁でございますから、関係省庁としてどういうことであれば、具体的な新たな政策として考えてみられるかというあたりも踏まえて少し調整させていただきたいと思います。

そういう形で最終的な文言の確定はここではできないということになりますが、こういう形でやらせていただけてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松本部会長 それでは、ただいま申し述べましたような方針で最終的なとりまとめを行いたいと思います。今後、政府におきましては、本部会のとりまとめの意見を踏まえて消費者政策会議としての検証・評価・監視のとりまとめを行うという段取りだと聞いており

ますので、政府におかれまして、本部会の意見を十分に踏まえるよう要望したいと思いません。

消費者基本計画につきましては今回で2回目の検証・評価・監視の作業を終えたところでありまして、今後の作業についての御意見も既に出されていることでもありますけれども、さらに今までの意見の中で出されていないことがございましたら、今後に向けまして何かありましたら御発言ください。

○大河内委員 先ほどからスケジュール的に何かもう終わってしまったようなものとか、それから、たしか答えが検討中になってしまうもの、3月までだと、たしか特商法とかああいったものも検討中という1つの答えだけしか書けないですね。そういうような何かタイミングがずれているために、こちらも一文字ではどうしようもないし、次にどういうふうに、もう進んでいるわけですね、今は。検討中から大分進んでいるところとか、その辺のかみ合わせが今回は余りうまくいってないなというふうに思ったのですけれども、例えば秋ごろにフォローアップみたいな何か、どうしていいかよくわかっているわけではないのですけれども、途中経過のようなものを一回、やってみるとか、そういうことはいかがでしょうかというふうに感じましたけれども。

○松本部長 ほかにも御意見ございませんか。時期をどの辺のタイミングでやるかというのは大変大きな問題で、昨年と今年で少しやり方を変えたというのもそれと関係があるかもしれないし、原委員のおっしゃっているような点との関係からいきましても、各省庁として翌年度の予算要求にのせてもらうためには6月までにぎりぎりこれをおこなないとだめだというようなところもありますから、ゆっくりきちんとやりたいという意見と早くやって次の施策のほうにつないでいただきたいという意見となかなか両立しないところがあるかと思えます。そういう点も含めまして、来年度どうやるのかにつきまして、事務局でまた御検討いただきたいと思えます。

それでは、次に議題の2の「消費者教育の体系的推進について」に移りたいと思えます。事務局から資料2-1及び資料2-2について説明をお願いいたします。

○井内消費者企画課長 それでは「消費者教育の体系的推進について(案)」ということをございますけれども、まずA3のものでございますけれども、このとりまとめ(案)の構成ということで、骨子につきましては、前回御提示させていただいて、その中で御意見等をその後募りまして、一部文言等、年齢、階層別等、これまで議論した内容と違う言葉等については変えておりますけれども、構成については御了解いただいていたということで、それに沿って案をお示しして、これで取りまとめをお願いしたいということで提示しているものでございます。

まず「消費者教育をめぐる状況」でございます。こちらについては、消費者基本法の制定という事情がありまして、消費者教育については必ずしも十分な成果が上がっていないのではないかと指摘ということで、背景3点掲げております。

あと「消費者教育推進上の課題」としては大きく3つに整理しておりまして、「(1)ラ

ライフステージ別の課題」、本文中ではライフステージに応じた課題としておりますけれども、「(2) 消費者教育の手段や基盤の整備」、「(3) 消費者教育における各主体の取組みとコーディネート機能の強化」ということで、この課題についてそれぞれ推進方策ということで掲げてございます。

これはライフステージ別の課題については、幼児期、児童期、少年期、成人期ということで本文につきましては、これまで部会の委員にも参画いただいていた研究会の報告を踏まえて記述してございます。

あと、「(2) 消費者教育の手段や基盤の整備」につきましては、①として教育の担い手、②として教材、③として情報の集約・発信ということで記述をしております。

あと、「(3) の消費者教育における各主体の取組みとコーディネート機能の強化」につきましては、①として行政でございますけれども、ここにつきましては、消費者教育が積極的に実施されるよう学習指導要領の見直しの検討ということで掲げております。本文では4ページ目になります。本体のほうでございますが、こちらは4ページ目の上のほう、(3) の①で行政について書いております。

「行政においては、従来以上に消費者教育が積極的に実施されるよう、学習指導要領の見直しについて検討を行うとともに」ということでございます。その他記述しております。

あと、②消費者につきましては、「自ら消費者教育を積極的に受けるとともに、消費者教育の担い手としての役割も有することを自覚し、積極的に取り組んでいくことが望まれる。」としております。

③事業者でございますけれども、「事業者においては、自らも消費者教育の担い手であると認識し」ということと同時に「消費者団体や消費者教育に取り組む各種団体などに対し、積極的な支援を行うことも期待される。」というふうに記述しております。

④NPOなどということで、「消費者団体をはじめとする消費者教育に取り組むNPOなどにおいては、引き続き、消費者教育の担い手として様々な活動を自主的に進めていくとともに、団体独自の観点から、消費者教育実施のための基盤整備に貢献することが望まれる。」という記述でございます。

簡単ですが、以上でございます。

○松本部長 ありがとうございます。ただいまの資料2-1及び資料2-2の説明につきまして、どうぞ、御意見・御質問がございましたら御発言ください。

○東委員 前回、骨子を整理していただいて、それに基づいて、委員の皆さんからの御意見、私も意見を提出させていただきましたが、よくいろいろとそこら辺も取り込んでいただきまして、おまとめいただいて感謝しております。

私もその段階できちんとお伝えすべきだったのかもしれませんが、1点、今、まとめの全体を見てふと思いましたことは、高齢期・高齢者の取扱いについて、実際にこの検討作業の中ではかなりそれを意識して成人期の中に高齢期を一本別立てといたしますか、固有のラインを立てて検討しております。それを①、②、③、④のライフステージと併記しろと

いう意味ではないのですけれども、このまとめだけを見ているときに、加齢等に伴う主体の変化というのが唯一高齢期のことをあらわしているのかなと思うのですが、それ以外の部分で「高齢期」という言葉が全くどこにも出てこないということが少し気になりました。実際に私そこを担当いたしました、高齢期はかなり特殊な特徴もあったのかなというふうに思いますので、全体のまとめはこれで問題ないと思うんですが、どこかに「高齢期」という言葉が何らかの形で成人期の一部としてそういうものについて課題があるということが示されるといいなというふうに思いましたので、意見として申し上げたいと思います。以上です。

○井内消費者企画課長 今の点につきましては、1ページ目で、期を区切っているところがございまして、そこに（高齢期含む。）ということと、あと、こちら御提言いただくということですが、当然これまでの研究会報告とございますので、それを伝えることによって広く詳しくこの御提言とともに訴えていただく、あるいは私どもも訴えていきたいと思っておりますので、そのように考えています。

○松本部長 ほかにも、どうぞ。

○芝原委員 本文の4ページの事業者のところでもいいですし、このA3の紙でもいいのですが、事業者及び事業団体というか、事業者団体を少し動かすというか、役割をさせたいなと私自身思うんですが、これは抜けちゃったんですか、それともどうでしたか。

○井内消費者企画課長 基本的には純粋な事業者団体であれば事業者ですし、あと事業者で消費者との対話というところではNPOというところに入ると思っておりますので、両方含めてこの中に入っているという理解ですので、そのような趣旨でございます。

○芝原委員 公益法人的な意味ということですか。ちょっと事業団体のはしくれとしては全然書いてくれないのもいかなかなというのと、それから、金融関係なんかも団体がなかなかいいものをつくられていて、金融会社1社1社じゃなくて、団体のほうに資金とかノウハウを出してつくっているとかというような業種もありますし、ここは事業者及び事業者団体ぐらいにさせていただくほうがいいのではないかな。

○堀田審議官 ちょっと上の「消費者」という書き方していますし、それとの並びで「事業者」ということで、団体の話しますと、消費者のほうにも団体が当然背景には。

○長田委員 NPOなど。

○堀田審議官 NPOなどというのも、これも消費者団体以外のNPOということもありますから、こういう分け方になっているのだと思うんですが。

○長田委員 今のお答えだと修文が非常に難しいということなんだと思いますが、せっかくなので、消費者基本法のところにも事業者団体の役割というのはちゃんと書いてありますし、消費者団体のことはNPOのところにも一応「消費者団体」という言葉で書かれていますので、そこがもし可能であれば、「事業者団体」という言葉があったほうがよいのではないかと思います。

それから、前回のときに、皆さんのいろんな御意見を受けて学習指導要領の見直しのと

どもの責任でもあるのです。たとえば番組のスポンサーなどですと、番組のバックに事業者がいる、だから、もしかしたらマスコミというのは一方では事業者の視点に立つという側面があります。それから、消費者教育の内容にどのように関わるか、ということで、松本先生のお言葉でいえば、正しいとかということ、それを担保することが消費者教育の側の責任なので、やはり研究会等を立ち上げてきちんと整理するということが必要かと思えます。最近子どもに売ろうとする子どもマーケティングが非常に進んでおりまして、それとの関係が喫緊の問題と思えます。広い意味でマスコミは非常に多様な側面を持っていると思えますので、マスコミと消費者情報、消費者教育の関係を明らかにすることは非常に重要なことだと考えています。

○東委員 同じように考えます。

○松本部会長 ということ、重要な問題ではあるけれども、こういう表現にして、こう書けばというコンセンサスが、今のところ、きちんと研究会等でまとまっていないということから、問題はあるということ留保しながら、ここでは特にどちらも書かないという形にしておきたいと思えます。

あと先ほどの「事業者団体」という言葉を消費者基本法にも入っているから入れていただきたいという意見ですが、もし修文するとすると、最後の4ページの④の「NPOなど」のところ、「消費者団体をはじめとする消費者教育に取り組むNPO」なので、ここに「消費者団体や事業者団体をはじめとする」ということで、消費者団体と並べて消費者教育をNPOとしてやっているという位置づけにするというのが文言を挟むだけであれば一番簡単かと思えますが、消費者団体をここではNPOにしちゃいましたから、そうすると事業者団体もNPOだという整理は先ほども行われたことですから並べておかしくはないかと思えます。

ということによろしいでしょうか。御船委員、どうぞ。

○御船委員 今の御意見はそれはそれでいいと思うのですが、むしろ「事業者・事業者団体」のほうが座りがいいと思うんです。事業者において、自らも消費者教育の担い手であるということで、具体的には担っているのが事業者団体というのがあるので、消費者・消費者団体というのはちょっと違うかなと思うんですが、③を事業者・事業者団体にするほうが実態を反映しているのかというふうに思えます。芝原さんはどういうふうに思われるかわかりませんが。

○松本部会長 それでは、事務局と調整いたしまして「事業者・事業者団体」ということでさせていただきます。そうしますと、本文も「事業者・事業者団体においては」という感じですか。

○御船委員 そうですね。

○松本部会長 あるいは見出しは事業者だけにしておいて、本文の中で「事業者・事業者団体」のほうがきれいですね。そういたしましょうか。本文の1行目の事業者の次に「・事業者団体においては」ということで修文させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまのような修文をもって、消費者教育の体系的推進に関する当部会のとりまとめということにいたしたいと思えます。消費者教育の体系的推進につきましては、本日の部会終了後、事務局より記者説明を行い、それをもって正式公表というふうにしたいと思えます。

最後に議題の3、その他であります。消費者の紛争解決及び救済に関するOECDの勧告案につきましては、事務局から説明があります。なお、本件につきましては、まだ正式にOECDとして採択・公表されたものではないということで、委員の皆様にはのみ資料を配布しております。来月を目途に公表される予定とのことですので、大変恐縮ですが、取扱いにつきましてはくれぐれも御留意いただくようお願いいたします。

では、御説明いたします。

○藤崎国際室長 それでは、この議題の中で、特別に皆様のお時間をちょうだいしまして、この勧告（案）について御紹介申し上げます。

本件の脈絡をさかのぼりますと、検証・評価・監視項目の中に1つOECD消費者政策委員会において、加盟国における消費者紛争解決・救済制度の現状比較をはじめとする幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参加するというものがございます。

今日お手元でございます別添は、これは重点項目に絞られておりますので、それには載っておりませんが、項目の中にはそういうものが実はございます。

OECD政策委員会は、世界の主要国の消費者政策当局が公式に集まって議論する唯一の場でありますけれども、そこへの積極的な参加のあり得る成果の1つとして、先ほど部会長からございましたように、まだ（案）の段階でございますけれども、御紹介させていただきたいと思えます。

第1に経緯、第2に目的、第3に概要、以上の3点に分けて御説明いたします。各委員におかれましては、お手元の委員限りの資料をごらんくださいませ。

まず第1の経緯からでございますが、OECDにおいては、消費者政策委員会の作業をもとにして、近年1999年の電子商取引の文脈でのガイドラインなどを理事会勧告として策定してきました。例えばこのガイドラインでは、個別事項としては電子商取引の文脈で、購入意思のあいまいさが残らない確認過程を必要事項として規定したりしておりますけれども、また、こういうことは我が国の国内法でも制定改正の際に参考にされています。ただ、このガイドラインでは、こういった個別事項を規定していたのですが、消費者の紛争解決と救済の取組みの必要性については、極めて抽象的に触れておりました。その具体的内容がOECDレベルでも規定されないまま積み残しとなっております。

そこで消費者政策委員会では、その後、「加盟国における消費者の紛争解決と救済に関する枠組みの概要について背景報告書」と題する調査報告書を2005年4月にまとめまして、また同じく2005年4月にワシントンでワークショップを開催しました。こちらは本日の委員でいらっしゃる山本豊先生にも発表者として御参加いただきましたが、このような基礎的な活動を踏まえて消費者政策委員会においては、日本も後押しをする形で2005年10月

会合で、この分野について勧告案を作成する作業に入ることに合意しまして、約1年半の検討作業を得て、今年の4月会合で概ね合意いたしました。

今後加盟国の間で最終的な合意が確認されればOECD内部の所要の手續を得てできるだけ早期に、先ほど部会長がおっしゃったように早ければ7月中旬あたりにOECD理事会勧告として採択されて確定し、秘匿扱いといたしますか、内部資料扱いが解除される予定です。このような事情から現時点ではまだそういう資料の取扱いをお願いいたします。

次にこの勧告（案）の目的と意義についてでございますが、勧告の目的は、国境を超えた取引を含めて事業者との取引から生じた消費者の経済的損害についての紛争解決と救済を図る仕組み、これについて主要な共通原則を提示することにあります。いわばこの勧告は消費者の経済的損害の事後救済に焦点を当てておりまして、その意味では我が国で今月7日に施行されて、また今後対象の分野の拡大が検討されるはずの団体による差止訴訟対象には直接は含んでおりません。ただ、差止訴訟など消費者全体の利益のための訴訟は、この勧告の補完的な目的を果たすというふうな整理になる予定でございます。

勧告の性質は条約ではございませんので、加盟国を法的に拘束するものではありませんが、加盟国はこれを実施する道義的な責務があるということになります。また、勧告として理事会で採択されたあかつきには理事会から消費者政策委員会に対して実施状況などについて5年以内に理事会に報告するよう指示される予定になっております。

第3に、この勧告（案）の概要をお話いたします。お手元の2枚目の横長の資料をご覧くださいませ。目的は先ほど申し上げたところですが、消費者紛争は関連事業者によって基本的にはしばしば直接解決されると。また、消費者と事業者は第三者の仕組みを通じた手段を模索する前にまず直接自分たちで紛争を解決するのに試みるべきであるということの認識には立っておりますけれども、その上で第三者機関による紛争解決と救済の仕組みを目的としております。

内容は、中段の左側にまず1としまして、紛争解決及び救済の国内枠組みという欄がございますけれども、加盟国は消費者が不必要な費用又は負担を負うことなく公正で、あるいは簡単で効果的な紛争解決・救済を利用できることを確保するために現行の紛争解決・救済の枠組みを見直すべきという趣旨になります。

ここでは（1）～（3）まで3種類の仕組みが提示されておりますけれども、加盟国はこの3種類の仕組みはどれかということではなくて、どの仕組みもいずれも整備するよう努めるべきという趣旨でございます。（1）～（3）にそれぞれ例示がございますけれども、これは代表的なものが掲げられているということで、これに限定されるというわけではありません。

（1）のほうですが、これは消費者個人が自分のために提起する紛争解決・救済のための仕組みでして、例として挙がっているのは、政府を含む第三者機関によるADRサービス、あるいは少額訴訟制度でございます。

（2）は多数の消費者のために集合的に提起する紛争解決・救済の仕組みです。これは

例えば、個々の消費者又は消費者団体が被害を受けたほかの消費者の代表者として損害賠償請求訴訟を提起する仕組みがあり得ます。

(3)のほうは、消費者保護執行機関が消費者のために救済を行い、又は消費者のために救済を促進する仕組みですが、例えば訴訟手続の中で被害消費者のための救済命令を裁判所に対して要求する執行機関の権限ですとか、あるいは救済を求める訴訟において被害消費者の代表者として行動する執行機関の権限というものが例示で挙げられております。このような国内枠組みを整備する際には、中ほどの右側の2.になりますけれども、国境を越えた消費者紛争の解決・救済にも役立つように、(1)としては、利用可能な仕組みに関する情報提供を行うと。

(2)としては、外国消費者、通常言葉上の壁がありますけれども、このような外国消費者の要求についての司法制度参加者の意識を向上させること。

(3)としては、外国消費者が事業者の存在する外国の裁判所や当局に出向いて申請ですとか、あるいは陳述を行うのは物理的になかなか困難なものですから、電話ですとかFAX、インターネットなど情報・通信技術を利用していけるような検討を行うと。

(4)としては、外国消費者がその解決・救済を追及する際、もし法的障壁がある場合には、それを最小化すべきこと。

こういったことが配慮事項とされております。

下の段にまいります。3.のほうは、このような取組みを進めるに当たっては民間部門の協力も得るべきことということにしております。

それから、中ほど4.は、消費者の苦情情報の収集と分析として、市場傾向分析のための仕組みを整備し、外国消費者からの苦情情報の収集も行うべきこと。

最後に、教育啓発、これは紛争を避ける方法ですとか、こういった紛争解決・救済の仕組み、あるいは苦情を提起できる場所などについて教育啓発をすべしと、こういう内容でございます。

以上が概要でございます。

理事会で採択される時期は、先ほどのように、早ければ7月中旬が目標でございますが、そういう状況でございます。

当方の説明はざっと以上でございます。

○松本部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのOECD理事会勧告(案)の御説明につきまして、御質問ございましたらお出してください。山本委員、どうぞ。

○山本委員 大変興味深い内容を御報告いただきましてありがとうございます。今後の消費者基本計画の我々の作業にも徐々に影響があるということで、大変重要な内容かと思えます。質問なんですけれども、横長の紙のほうの1.(3)に書かれている内容を日本の消費者政策分野に導入するというと、どういうイメージになるかということは今考えていたのですけれども、外国だとFTCとかが訴訟に訴える、あるいはイギリスのOFTなどもそういうことを一部やっているようですけれども、日本でいうと、大体行政がストレー

トに執行していくというイメージなんですね。今後こういうことが、どの分野も導入するというで例示として挙げられておりますのですけれども、どんなイメージになるか。何かずっと会議等で参加されていて、詳しい情報がありましたら、さらに補足して説明していただければと思います。たとえば、国民生活局とか、見直し後の国民生活センターが差止訴訟を起こすとか、そういうイメージも含まれるのかどうか、そういったあたりの質問であります。

○藤崎国際室長 お答えします。実はこの勧告（案）を作成するに際して、日本の現行制度と照らしながら検討したわけではございませんで、むしろ消費者の紛争解決・救済のためにどういう仕組みがあるべきかというほうから検討を行いました。したがって、日本の制度のどれがこの勧告の規定のどれに該当するかというのを検証したわけではございません。

ただ、今、山本委員が1.の(3)の、例として外国でどんなものがあるかといいますと、さっき、まさに山本委員が御指摘されたように、例えばアメリカの連邦取引委員会（FTC）のほうでは、これは民事裁判の手段の中で裁判所に対して救済のための裁判命令を要求するというのが確かあったと思いますが、1つがそういうやり方があるということになります。

いずれにしても、日本の場合に、今ある制度、これから検討中の制度でもって、この勧告の趣旨に十分対応しているかどうかというのは勧告が採択された後に関係各省庁で考えていくことになると思っております。

○山本委員 どうもありがとうございました。

○山口委員 今の点は、まさに大変関心のあるところでして、弁護士会としても、(3)、(2)あたりでどういう枠組みをつくったらいのかというところは検討しているところなんです。例えば公正取引委員会でも、あるいは経産省でも、行政命令で被害者への還付を命じるとか、その他の方法もあり得るのではないかなどいろんなことを考えているところなんです。

1つお聞きしたいのは、国境を越えた紛争のところのテーマの1つとして、例えば日本の悪質商法でたくさんの消費者から集めたお金が、具体的にいいますと、中国やフィリピンに財産が隠されてしまって、被害回復のためにどうにもならないという事態が現在複数の大型詐欺事件で起こっております。これはとても切実な問題なんです、そういうことについての議論がなされているのか。特に開発途上国における、まだ金融機関の整備等がなされていないところに逃げ込むとどうにもならないところがあるのですが、そこら辺についてはどういう議論がなされたかについて教えていただければと思うんですが。

○藤崎国際室長 とりあえず議論しておりましたのは、OECD加盟国における共通の原則ということですので、実は開発途上国の議論は余り出てなかったかもしれませんが、ただ、いずれにしても経済的損害の事後救済といいますか、損害賠償をしていける制度を打ち立てることによって、あるいは打ち立てる際に事業者が例えば外国にいて、なかなかと

らえづらいということに対しても対応していかなければいけないということにはなると思います。ただ、具体的にそれをどうしていくかというのは、この2.のいろんな配慮事項がございますが、実際の現実に当てはめて考えていくということになると思います。

○松本部会長 ほかに御質問・御意見ございませんか。これが採択されましたら、また日本でもよく知られるようになって議論が盛り上がってくるかと思えますから、今後の消費者政策部会での検討課題としても取り上げていただきたいと思います。

それでは、最後に事務局から、どうぞ。

○堀田審議官 先ほど公益通報者保護制度の関係でガイドラインの話をちょっと申し上げましたけれども、平成17年7月19日に関係省庁間での申し合わせという文書がございます。御関心のある方は後ほどお渡ししたいと思いますので、よろしくをお願いします。

先ほど通報があったタイミングですけれども、部会長から話がありましたように、施行の前の18年2月に通報があった。新聞報道ということで恐縮ですけれども、新聞報道によりますとそういうタイミングだそうです。

○松本部会長 それでは最後に事務局から連絡をお願いいたします。

○井内消費者企画課長 今後の消費者政策部会の開催につきましては、松本部会長と御相談の上決めたいと考えておりますので、何卒よろしくをお願いいたします。

○松本部会長 ありがとうございます。それでは、これで本日の消費者政策部会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。